

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 10/10

【財 源】 公立高等学校等就学支援金交付金

(4) 類似事業の有無

平成26年4月1日（法施行日）前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の公立高校の授業料無償化制度を適用。

公立高等学校等就学支援金を補完するものとして「公立高等学校等学び直し支援金」を支給。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
就学支援金	3,940,164	県立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給
事務費・人件費等	31,550	就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等
合計	3,971,714	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による法定受託事務であり、すべての都道府県が適用される。

(2) 事業主体及びその妥当性

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条（受給資格の認定）、第6条第1項（就学支援金の支給）の規程により、市立高等学校を含んだ公立高等学校等に係る就学支援金の受給資格の認定及び支給は、都道府県教育委員会が行うこととされている。